

## ○建設リサイクル法に関するQ & A

建設リサイクル法に関して、これまでに技術管理課に寄せられた質疑や国等の質疑集から特に関係すると思われるものを抜粋したものです。

なお、建設工事は条件等によりそれぞれ異なることから、個々の事例の全てに適用しているわけではありません。

必要に応じて、関係先へ問い合わせてください。

また、国の質疑応答集は国土交通省のHPにありますので、参考にしてください。

### ◆特定建設資材

Q1 土木工事に伴い発生する伐採木や伐根も特定建設資材廃棄物に該当するか。

伐採木、伐根材や草は建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物にはなりません。ただし、島根県建設副産物要領（適用範囲：県建設工事）により、再資源化するよう定められています。

Q2 特定建設資材の「コンクリート」とはどんなものを指すのか。

現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品等を指します。モルタル、セメントペーストは特定建設資材に該当しません。

Q3 特定建設資材の「鉄及びコンクリートから成る建設資材」とはどんなものを指すのか。

有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）を指します。

Q4 特定建設資材の「アスファルト・コンクリート」とはどんなものを指すのか。

アスファルト混合物を指します。但し、防水工事等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材には該当しません。

Q5 特定建設資材の「木材」とはどんなものを指すのか。

木材製品を指します。

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草木類は特定建設資材に該当しません。

### ◆対象工事

Q6 特定建設資材廃棄物がまったく出ないが、対象建設工事になるのか。

対象建設工事に廃棄物の発生量は関係ありませんので、特定建設資材廃棄物が出ない場合でも、建築物等に特定建設資材を使用した工事で、対象規模以上の工事であれば対象となります。

Q7 特定建設資材の使用量について基準はあるか。

対象建設工事の規模基準には使用量に関する基準は示されていません。

従って、工事規模が基準（面積又は契約金額）以上の場合は、特定建設資材の使用が例え1キログラムであっても対象建設工事になります。

Q8 500万円以上の土木工事で、特定建設資材を使用しない工事又は特定建設資材廃棄物の発生が想定されない工事は、対象工事となるか。

対象になりません。

例えば土工だけの工事、浚渫だけの工事、除草だけの工事などは該当しません。

逆にコンクリート製の側溝のみを布設する工事、木柵のみを施工する工事、アスファルト舗装のオーバーレイだけの工事などで契約金額（消費税を含む）が500万円以上のものは対象となります。

Q9 土木工事（建築物以外）で複数の箇所で工事を行う場合は、どのように判断するのか。

原則として契約単位、工事箇所単位で判断します。

●同一路線上等で同一契約により複数の箇所を一連の工事として行う場合

道路補修工事や保線工事など、同一路線上等で同一契約により複数の箇所を一連の工事で行う場合は、一連の工事当たりの工事金額で判断します。

●異なる場所にそれぞれ工作物を設置する工事の場合

異なる場所に同一契約により1箇所50万円の看板を100箇所設置するような場合は、一箇所当たりの工事金額で判断し、500万円未満であれば対象建設工事とはなりません。

Q10 対象建設工事以外の工事についての対処はどうするのか。

分別解体等及び再資源化等の建設リサイクル法の法的義務は発生しませんが、島根県建設副産物要領により、コンクリート、アスファルト塊、建設発生木材は再資源化を行うよう定められています。

Q11 ボーリング調査業務で道路のアスファルトを削る場合も対象建設工事となるのか。

これらは建設工事に当たらないので対象となりません。

Q12 建設発生木材を「縮減」することが認められる場合とは。

特定建設資材のうち建設発生木材は、次のいずれかの場合には再資源化に代えて縮減（＝焼却）することができます。

①対象建設工事の現場から50km以内（直線距離）に再資源化施設が存在しない場合

②50km圏内に再資源化するための施設があっても、次の理由により受け入れられない場合

・季節的な需給関係又は一時的な処理能力の問題により受け入れない場合

・受け入れを剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、解体廃木材を受け入れない場合

・特定の者と固定的な取引に特化しており、その他の解体廃木材を受け入れない場合

③地理的条件等の制約として、対象建設工事の現場から建設発生木材の再資源化をするための施設までの間、その運搬に供する道路が整備されておらず、その縮減のための運搬費用が再資源化のための運搬費用より低い場合。

Q13 廃木材の焼却施設が工事現場から50km以内に存在しないため、縮減できない場合、最終処分場へ搬入してよいか。

縮減については、距離に係わらず実施をしなければなりません。例えば50kmを超えて県外の焼却施設しかない場合であっても、そこに搬入しなければなりません。

Q14 縮減の完了時点はいつか。

「縮減の完了した時点」とは、建設発生木材の焼却が適正に完了した時点です。

Q15 焼却施設に付帯する前処理としての破砕施設は、「再資源化をするための施設」に該当するか

焼却の前処理のための破砕施設は、再資源化をするための施設には該当しません。チップ化した木くずが単に焼却された場合は再資源化が行われたことにはなりません。

Q16 他の建設資材と分別が困難なもの、例えば樹脂の付着した木材、コンクリートの付着したコンパネなどは再資源化しなければならないか。

分離・分別の徹底によりできるだけ再資源化に努め、再資源化施設が受け入れない場合は、縮減（焼却）することになります。また、薬剤処理等のため焼却も出来ない場合には、終処分（埋め立て）することになります。

Q17 対象建設工事の判断にあたっての視点は。

対象建設工事は、おおむね次のような視点をもとに、別紙①～⑤のとおり判断する。

- ・発注者が同一か否か
- ・受注者が同一か否か
- ・契約が同一か否か
- ・工事箇所（同一地で複数棟の工事を行う場合などを含む）が同一か否か
- ・工種（建築物の解体、建築物の新築・増築、建築物の修繕・模様替等、建築物以外の工作物）の別
- ・対象建設工事の規模

#### ◆工事施工

Q18 下請業者に対する告知は全ての下請業者に対して行わなければならないか。

特定建設資材に関係のある下請業者に対して告知すれば足够了。

Q19 ミンチ解体は絶対に行ってはならないか。

絶対に行うことはできません。ただし、有害物質等により建築物等が汚染されている場合などの正当な理由がある場合はこの限りではありません。

Q20 現場ではミンチ解体して別の場所で分別してはいけないか。

法第2条第3項において、分別解体とは解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されており、分別解体工事の定められた解体工事を行いつつ分別することが必要です。

Q21 コンクリート及び鉄から成る建設資材については、コンクリートと鉄を分離する必要があるのか。

必ずしも工事現場で全てを分離する必要はありませんが、再資源化等をするための施設における受入れ条件等を勘案し、可能な限り現場で分離することが望ましいです。

#### ◆再資源化

Q22 解体工事に伴って発生したコンクリート塊を現場内で再利用してもよいか。

資源有効利用促進法第3条に定める基本方針や関係省令に、現場内の利用促進が定められています。破砕、粒度調整等の再資源化を行うことによって、再生砕石等として現場で基礎材、裏込材等に利用することができます。

ただし、廃棄物の不法投棄との誤解を招かないよう、事前に保健所と協議してください。

Q23 再生使用が可能な特定建設資材を現場で再使用してよいか。

例えば、現場で再利用できるコンクリート側溝を再使用することは問題ありません。ただし、廃棄物となったものについては、そのまま使用することはできません。廃棄物かどうかは、廃物処

理法に基づき判断されるものであり、不明な場合は保健所に問い合わせてください。

Q24 「再資源化」及び「再資源化をするための施設」とは何を指すのか。

「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをさします。

①分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為

②分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

また、「再資源化をするための施設」は上記要件に該当する再資源化を行う施設のことをいいます。

Q25 現場から50km以内に再資源化施設があるが、処理能力の問題や建設廃材の受入拒否などにより受入されないため、やむを得ず焼却した場合、その証明書等何らかの書類が必要か。

受入が不能であった場合の証明については、法律上は規定がありませんので、義務はありません。ただし、そのような証明書がもらえるのであれば、あった方が良いです。

Q26 再資源化施設までの距離「50km」は、現場からの直線距離か。

そのとおりです。

Q27 離島に再資源化施設がない場合、本土まで船舶で運搬し再資源化しなければならないか。

法第16条の「その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化することには相当程度に経済性の面で制約があるものとして主務省令で定める場合」の事由に該当し、再資源化の義務はありません。また、同時に法9条の分別解体義務も適用外となります。

但し、義務が免除されるだけで、対象工事であることは変わらないので、所定の事務手続きは必要です。

なお、廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分されなければなりません。

## 別紙 対象建設工事の判断

### ①発注者が同一の受注者と契約する場合

発注者が同一の受注者と契約する場合は、次のa、bをもとに判断する。

#### a. 建築物の場合

表 1-3-6

受注者との契約の種類	工事箇所	判断基準
同一契約	複数の工事箇所	1箇所あたりの工事ごとに対象建設工事であるかどうかで判断する
	同一の工事箇所	全体の工事規模で判断する(図1-3-2)
別契約	複数の工事箇所	1箇所あたりの工事ごとに対象建設工事であるかどうかで判断する
	同一の工事箇所	全体の工事規模で判断する(図1-3-3) ただし、施行令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りでない

(注) 施行令第2条第2項にいう契約を分割した「正当な理由」とは、住宅販売業者等が分譲住宅を販売する際、分譲計画ごとに、同一の建設業者と継続して次の住宅を建築する契約を結ぶ場合等が考えられる。なお、複数年度にまたがる工事においても同様の取扱いとなる。

図 1-3-2

住宅販売会社等が同一地に100㎡の住宅を10棟、同一業者と一の契約により建築する場合

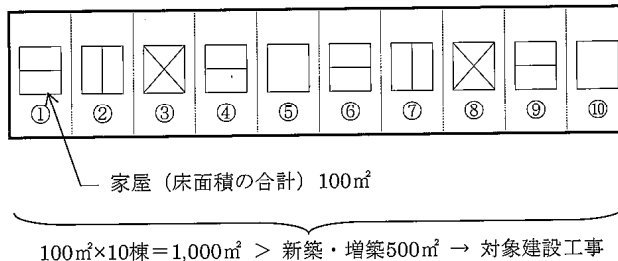
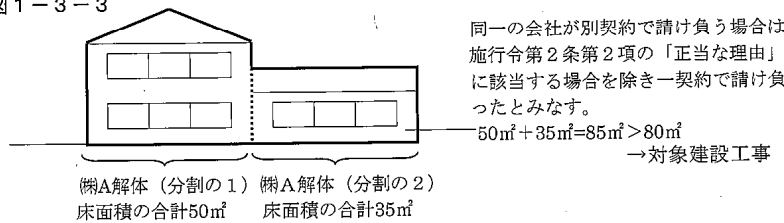


図 1-3-3



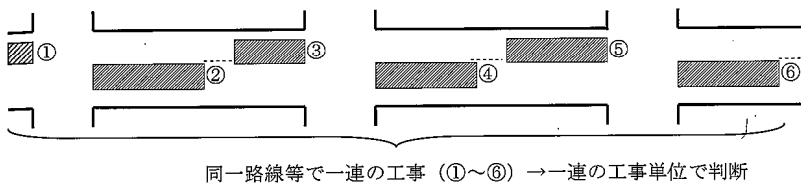
#### b. 建築物以外の工作物 (土木工事等) の場合

建築物以外の工作物 (土木工作物) など、複数の箇所で行う場合は、以下により対象建設工事かどうかを判断する。

##### イ. 同一路線等で同一契約により複数の箇所を一連の工事として行う場合

道路補修工事や保線工事など、同一路線等で同一契約により複数の箇所を一連の工事で行う場合は、一連の工事当たりの工事金額で判断する。

図 1-3-4



##### ロ. 異なる場所にそれぞれ工作物を設置する工事の場合

例えば、異なる場所に同一契約により1箇所50万円の看板を100箇所設置するような場合は、一箇所当たりの工事金額で判断し、500万円未満であれば対象建設工事とはならない。

②複数の工種にまたがる工事の場合

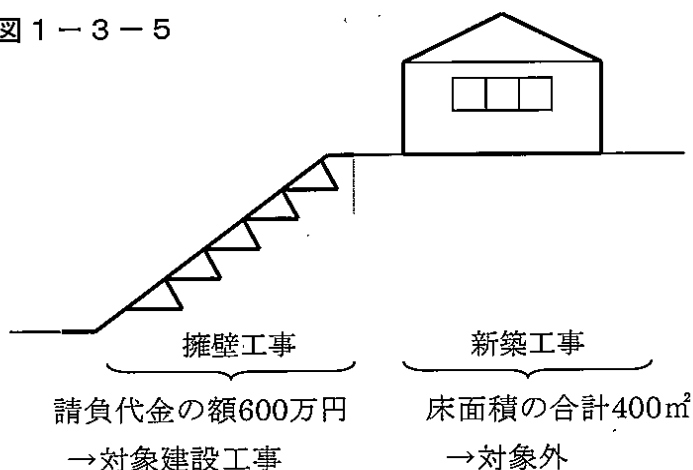
複数の工種にまたがる工事の場合は、次表1-3-7のとおり、それぞれの工種単位の床面積の合計、請負代金の額で対象建設工事であるかどうかを判断する。

表1-3-7

工事内容の例	対象建設工事の扱い	政令 2条1項
同一地で床面積100㎡の住宅の解体工事と請負金額が100万円の擁壁の解体工事を同一業者と一の契約により同時に行う場合	住宅の解体工事のみ対象 建設工事	1号該当
同一地で床面積100㎡の住宅を解体し、100㎡の住宅の新築工事を同一業者と一の契約により行う場合	住宅の解体工事のみ対象 建設工事	1号該当
同一地に床面積400㎡の建築物の新築工事と600万円の造成（擁壁）工事を同一業者と一の契約により行う場合（図1-3-5）	造成（擁壁）工事のみ対象 建設工事	4号該当

（注）「同一地」の概念は、建築基準法施行令第1条第1号の敷地（一の建築物又は用途上不可分関係にある二以上の建築物のある一団の土地）とは異なる。

図1-3-5



### ③建設工事の規模

対象建設工事に該当するか判断するため、建設工事の規模は以下により算定する。

- ・建築物の解体工事及び新築又は増築の工事における「床面積の合計」は、建築基準法施行令第2条第1項第3号で規定する床面積の合計による。
- ・建築設備については、建築物として扱うものの建築基準法でいう構造耐力上主要な部分にあてはまらないため、建築設備単独で行う工事については全て修繕・模様替等工事とみなし請負代金の額が1億円以上であれば対象建設工事となる。

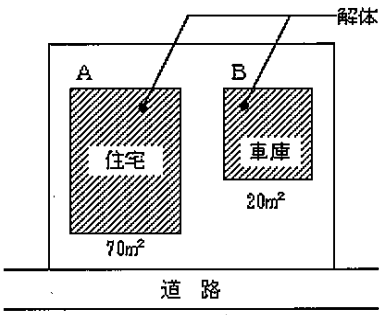
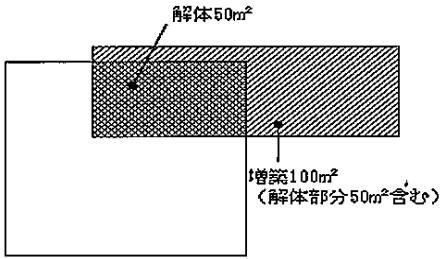
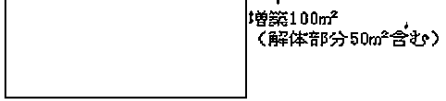
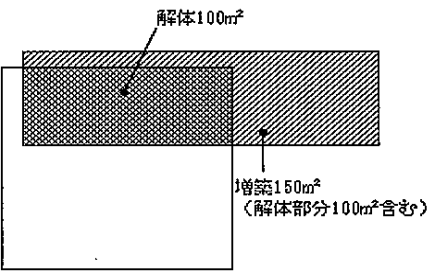
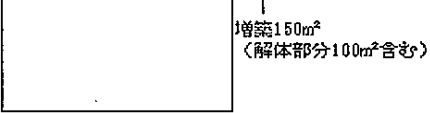
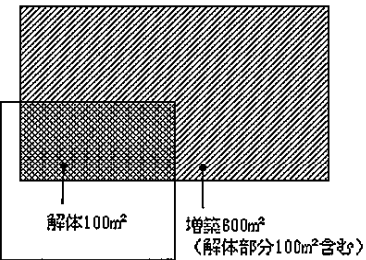
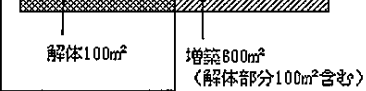
ただし、建築物本体と建築設備の新築工事又は解体工事を一つの工事として併せて発注する場合については、建築物本体が対象建設工事であれば建築設備に係る部分についても新築工事又は解体工事として対象建設工事になるので注意が必要である。

表 1-3-8

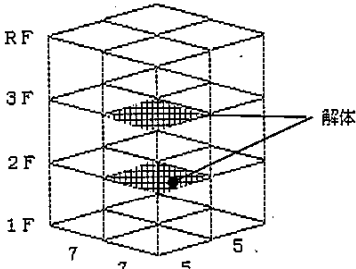
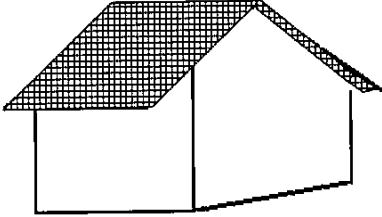
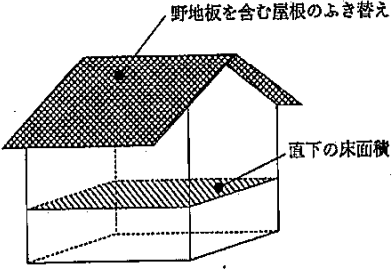
工事の種類	発注形態	工事契約の内容	対象建設工事の規模の基準 (請負代金の場合 税込)
新築工事	一括発注	建築物の新築工事 (設備工事を含む)	床面積の合計500㎡以上 (設備工事を含む)
	分離発注	建築物本体の新築工事 新築に伴う設備の新設	床面積の合計500㎡以上 請負代金の額1億円以上
修繕・模様替等 工事	一括発注	建築物の修繕・模様替等 工事 (設備工事を含む)	請負代金の額1億円以上 (設備工事を含む)
	分離発注	建築物の修繕・模様替等 工事	請負代金の額1億円以上
		設備工事 (設備の維持修 繕、更新、新設、撤去)	請負代金の額1億円以上
設備単独発注 (※)	設備工事 (設備の維持修 繕、更新、新設、撤去)	請負代金の額1億円以上	
解体工事	一括発注	建築物の解体工事 (設備撤去を含む)	床面積の合計80㎡以上 (設備工事を含む)
	分離発注	設備の撤去 建築物本体のみの解体	請負代金の額1億円以上 床面積の合計80㎡以上

※) 設備単独発注工事とは、既存建築物の設備の維持修繕、更新、新設、撤去のことをいう。

図1-3-6 床面積に係る対象建設工事の扱い

建設工事の例	床面積の算定	対象の適否
	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>A 70\text{m}^2 + B 20\text{m}^2</math></li> <li>・ <math>= 90\text{m}^2 &gt; 80\text{m}^2</math></li> </ul>	○
<p>解体+増築</p> 	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体 <math>50\text{m}^2 &lt; 80\text{m}^2</math></li> </ul>	×
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増築 <math>100\text{m}^2 &lt; 500\text{m}^2</math></li> </ul>	×
<p>解体+増築</p> 	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体 <math>100\text{m}^2 &gt; 80\text{m}^2</math></li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増築 <math>150\text{m}^2 &lt; 500\text{m}^2</math></li> </ul>	×
<p>解体+増築</p> 	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体 <math>100\text{m}^2 &gt; 80\text{m}^2</math></li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増築 <math>600\text{m}^2 &gt; 500\text{m}^2</math></li> </ul>	○



建設工事の例	床面積の算定	対象の適否
床の取り壊し 	床の取り壊しは、建築物の取り壊す部分の床面積で判断する	
	取り壊す部分の床面積 $\geq 80\text{m}^2$	○
	取り壊す部分の床面積 $< 80\text{m}^2$	×
屋根ふき材の交換 	屋根ふき材の交換は、修繕模様替に該当するため、工事請負金額で判断する	
	工事請負金額 $\geq 1$ 億円	○
	工事請負金額 $< 1$ 億円	×
屋根版を含む屋根のふき替え 	屋根ふき材の交換に当たり屋根版も交換する場合、屋根版は構造耐力上主要な部分に当たるため、その交換は解体工事+新築工事となる	
解体	床面積 $\geq 80\text{m}^2$	○
解体	床面積 $< 80\text{m}^2$	×
新築	床面積 $\geq 500\text{m}^2$	○
新築	床面積 $< 500\text{m}^2$	×

注) 屋根のみの解体工事については、屋根の直下の階の床面積とする。柱・壁など床面積の概念がないものは、床面積をゼロとしてもよい。

#### ④建築物本体は既に解体されており、建築物の基礎・基礎ぐいのみを解体する場合

建築物の本体が既に解体され相当の期間が経過した後に、基礎・基礎ぐいのみを解体する場合は、基礎・基礎ぐいは建築物以外の工作物として扱い、特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいに係る解体工事であって請負金額が500万円以上であれば対象建設工事となる。

これは、既に建築物本体が解体されている場合には、基礎・基礎ぐいのみでは建築物とはいえないため、このような取扱いを行うものであり、基礎・基礎ぐいだけの解体工事を行う場合においても、建築物本体の解体工事と連続してあるいは短期間のうちに分離発注によって施工する場合には、基礎・基礎ぐいについても建築物として取り扱い、直上の階の床面積が $80\text{m}^2$ 以上であり、かつ特定建設資材を用いた基礎・基礎ぐいであれば対象建設工事となる。

#### ⑤門・塀のみを解体する場合

門・塀については、建築基準法の規定により建築物に付属するものについては建築物として扱うこととされている。よって、建築物に付属する門・塀については建築物として取り扱い、建築物に付属しない門・塀については建築物以外の工作物として取り扱う必要がある。なお、建築物に付属する門・塀のみの解体工事を行う場合にはこれらが構造耐力上主要な部分に該当しないため、修繕・模様替等工事として取り扱う。